

○東海市クラインガルテン管理規則

平成9年1月22日

規則第1号

改正 平成17年12月26日規則第56号

東海市クラインガルテン管理規則をここに公布する。

東海市クラインガルテン管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東海市クラインガルテンの設置及び管理に関する条例（平成8年東海市条例第19号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、東海市クラインガルテン（以下「クラインガルテン」という。）の管理に関し必要な事項を定めるとものする。

(利用者の公募)

第2条 市長は、一般貸出農園を利用させようとするときは、公募の方法により行うものとする。

(利用の許可)

第3条 条例第4条第1項の規定により農園の利用について許可を受けようとする者は、利用申込書を市長に提出しなければならない。

2 一般貸出農園の利用の許可に係る前項の申込書の提出は、1回の公募につき1世帯1回限りとする。

3 市長は、第1項の申込書を受理したときは、内容を審査し、相当と認めるときは、利用させる区画を定めて利用承諾書を申請者に交付するものとする。

4 前項の場合において、一般貸出農園を利用させることが相当と認める者の数が公募区画数を超えるときは、抽せんにより利用させる者を決定するものとする。

5 前項の抽せんの際には、若干人の補欠を順位を定めて決定するものとし、年度の途中において一般貸出農園に空き区画が生じたときは、当該順位に従って利用させる者を決定するものとする。

6 農園の利用の許可を受けた者は、利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用期間の更新)

第4条 条例第7条第2項の規定により利用期間の更新をしようとする者は、市長が

指定する日までに更新申込書に利用承諾書を添えて提出し、その承諾を受けなければならない。

(利用許可の取消し手続)

第5条 一般貸出農園の利用の許可を受けた者が当該利用の許可の取消しを受けようとするときは、利用許可取消申出書に利用承諾書を添えて市長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第6条 条例第14条ただし書の規定により、既納の使用料を還付することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 条例第10条第1号の規定により許可を取り消された場合
- (2) 災害等不可抗力により一般貸出農園が利用できなくなった場合
- (3) 前2号のほか、市長が特別の理由があると認める場合

2 前項の場合において還付する使用料の額は、利用期間の残月数（1月未満は切り捨てる。）に応じ、条例第12条第1項本文に規定する使用料の額を月割計算により算出した額（10円未満の端数は切り捨てる。）とする。

(栽培作物の制限)

第7条 農園において栽培することができる作物は、利用期間（条例第7条第2項の規定による利用期間の更新をする場合にあつては、当該更新する期間を含む。）内に収穫できる野菜又は草花とする。

(行為の禁止)

第8条 クラインガルテンにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 利用の許可を受けた農園の区画以外の植物を傷つけ、伐採し、又は採取すること。
- (2) はり紙、物品の展示、販売又はこれに類する行為をすること。
- (3) 他人に危害を与え、又は迷惑となる物品、動物等を携帯すること。
- (4) 立入禁止箇所等危険な場所に立ち入ること。
- (5) 建築物及び工作物を設置すること。
- (6) 指定された場所以外の場所に自動車等を乗り入れ、又は駐車すること。
- (7) クラインガルテンの管理に支障を及ぼす行為をすること。
- (8) 前各号のほか、係員の指示に反する行為をすること。

(損傷等の届出)

第9条 利用者は、クラインガルテンの施設又は設備等を亡失し、又は損傷したときは直ちにその理由を付けて市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の取扱い)

第10条 条例第17条第1項の規定により指定管理者にクラインガルテンの管理を行わせる場合における第2条から第7条まで、前条及び次条の規定の適用については、第2条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条第1項中「条例第4条第1項」とあるのは「条例第17条第4項において読み替えて適用する条例第4条第1項」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第3項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第4条中「条例第7条第2項」とあるのは「条例第17条第4項において読み替えて適用する条例第7条第2項」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第5条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第6条第1項第1号中「条例第10条第1号」とあるのは「条例第17条第4項において読み替えて適用する条例第10条第1号」と、第7条中「条例第7条第2項」とあるのは「条例第17条第4項において読み替えて適用する条例第7条第2項」と、前条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、次条中「市長」とあるのは「市長の承認を受けて指定管理者」とする。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 市長は、この規則施行の日（以下「施行日」という。）前であっても、一般貸出農園を使用させるための公募をすることができる。
- 3 農園を使用しようとする者（体験学習農園にあつては、条例第3条第2項に規定する者に使用させようとする者）は、施行日前であっても、第5条第1項及び第2項の手續に従い、使用申込書を提出することができる。

附 則（平成17年規則第56号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。